

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 医薬品の取扱品目欄には、全般的に取り扱う場合は推定による販売品目数を、特定品目群のみを取り扱う場合はその特定品目群の名称及び推定による販売品目数を記載すること。
- 5 営業所管理者の資格欄には、薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者であるときはその者が第 154 条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 兼営事業の種類欄には、当該営業所において他の業務を併せ行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。
- 7 相談時及び緊急時の連絡先欄には、原則として電話番号を記載し、必要に応じてメールアドレス等も記載すること。
- 8 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

(添付書類等)

- 1 店舗の平面図 2 毒薬庫の立体図(必要な場合)、冷暗所(冷蔵庫)の立体図(必要な場合)
- 3 付近の見取図
- 4 登記事項証明書(申請者が法人の場合)
- 5 組織図(申請者が法人の場合。責任を有する役員を確定すること)
- 6 資格を証する書類(薬剤師免許証等の原本とコピー)
または従事経験証明書(「指定卸売医療用ガス類」「指定卸売歯科用医薬品」の場合)
- 7 雇用証書(申請者以外が営業所の管理者となる場合)
- 8 手数料(¥29,600)

構造設備規則抜粋

構造設備規則第 3 条(卸売販売業の営業所の構造設備)

- 1 卸売販売業の営業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 換気が十分であり、かつ、清潔であること。
 - 二 当該卸売販売業以外の卸売販売業の営業所の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
 - 三 面積は、おおむね 100 m²以上とし、卸売販売業の業務を適切に行うことができるものであること。ただし、医薬品を衛生的に、かつ、安全に保管するのに支障がなく、かつ、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
 - 四 医薬品を通常陳列し、又は交付する場所は 60 ルックス以上の明るさを有すること
 - 五 冷暗貯蔵のための設備を有すること。ただし、冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合はこの限りでない
 - 六 かぎのかかる貯蔵設備を有すること。ただし、毒薬を取り扱わない場合は、この限りでない。
- 2 放射性医薬品を取り扱う卸売販売業の営業所については、第 1 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。この場合において、同条第 3 項及び第 4 項中「調剤室」とあるのは、「作業室」と読み替えるものとする。